

短期入所生活介護重要事項説明書

< 令和 6年 8月 1日現在 >

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 聖母会
代表者名	塩塚 俊子
法人所在地	(住所)
・連絡先	〒 161-0032 東京都新宿区中落合 2丁目 5番 1号 (電話) 03-3954-5061 (FAX) 03-5996-6810

2 事業所（ご利用施設）

施設の名称	社会福祉法人 聖母会 聖母の丘指定短期入所生活介護事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒 860-0073 熊本県熊本市西区島崎 6丁目 1番 27号 (電話) 096-355-3017 (FAX) 096-351-4690
事業所番号	4370102016
管理者の氏名	池田 裕伸

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		熊本県知事の事業者指定		利用定数
		指定（更新）年月日	指定番号	
施設	養護老人ホーム	/		50名
	(特定施設入居者生活介護)	令和4年4月1日	4370107080	
	介護老人福祉施設	令和2年4月1日	4370100697	
	認知症対応型共同生活介護	令和4年5月1日	4390101774	18名
居宅	短期入所生活介護	令和2年4月1日	4370102016	10名
	介護予防短期入所生活介護	令和6年4月1日		
	通所介護	令和2年4月1日	4370101133	30名
	介護予防通所介護	令和2年4月1日		
	訪問介護	令和6年2月1日	4370105183	/
	介護予防訪問介護	令和6年2月1日		
居宅介護支援事業		令和2年4月1日	4370100135	135名

4 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人聖母会聖母の丘指定短期入所生活介護事業所は（以下「事業所」という）は、社会福祉法人聖母会の理念に基づき、介護保険法、介護保険施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営し、利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業の運営方針

- ① 事業所は、ひとりひとりをかけがえのない大切な存在として尊敬し、理解し、受容したサービスを提供する。
- ② 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、看護を提供する。
- ③ 利用者の心身の機能の維持を図るために、機能訓練を行う。

(3) その他

事項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、包括的自立支援プログラム方式により、入所者の直面している課題等を評価し、入所者の希望にそって、施設サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえて施設サービス計画を見直します。 施設サービス計画は、施設サービス計画作成の都度、入所者やその家族に、書面にて説明し交付します。
従業員研修	毎月、資質向上のための研修を行っています。
実習生	介護福祉士、社会福祉士、栄養士、訪問介護員、看護師、療法士、教員などの実習生を受け入れています。

5 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	4,175.180 m ²	
建 物	構造	耐火構造
	延べ床面積	2,814.050 m ²
	入所定員	10名

(1) 居室

居室の種類	室数	類型	面積 (一人あたりの面積)	備 考
一人部屋	4	従来型個室	64.000 m ² (16.000m ²)	冷暖房完備 ナースコール設置
二人部屋	8	多床室	198.110 m ² (12.382m ²)	
四人部屋	10	多床室	504.290 m ² (12.607m ²)	

(2) 主な設備 (介護福祉施設と共用)

設備	室数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食堂	1	99.376 m ² (1.656m ²)	
機能訓練室	2	148.924 m ² (2.482m ²)	
浴室	4	65.017 m ²	特別浴槽 2 台設置
医務室	1	23.228 m ²	
静養室	1	22.005 m ²	
相談室	1	11.936 m ²	

(3) 通常の送迎の実施地域

熊本市全域

6 施設の職員体制（特養・短期含む）

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤 換算 後	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			事業所の管理・統括	
副施設長	1		1			施設長の補佐	
医師	1		1		0.1	健康管理及び療養上の指導	
生活相談員 (社会福祉士)	1 (1)		1 (1)		1	日常生活における相談・入退所手続 事務等	
介護支援専門員	1	1			1	相談・ケアプラン作成・調整他	
介護職員 (介護福祉士)	20 (15)	16 (13)		4 (1.2)	18.9 (14.2)	日常生活の介護・介助並びに健康維 持のための相談・助言等	
看護職員 (看護師)	4 (2)	2 (1)	1	1 (0.8)	3.8 (1.8)	健康管理・療養上の世話、診療の介 助・看護健康相談等	
機能訓練指導員	1		1		0.1	日常生活をおくる上で必要な生活機 能の改善又は維持の為の機能訓練	
栄養士 (管理栄養士)	3 (2)	3 (2)			3	入所者の年齢・心身の状況に応じた 献立作成・栄養量の把握及び栄養指 導等	
事務職員等	2	2			2	会計・出納・受付及び資産管理等の 事務等	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	週休2日 有給休暇 慶弔休暇 特別休暇 産前産後休業 育児休業 傷病休暇 介護休暇
副施設長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）常勤で勤務	
生活相談員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00	
介護支援専門員	日勤 8:00～17:00、9:00～18:00、10:00～19:00	
介護職員 看護職員	早勤 6:30～16:00、7:00～16:00	
	日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、 9:00～18:00、9:00～18:30	
	遅勤 10:00～19:00	
	夜勤 15:00～翌日9:00	
管理栄養士	日勤 9:00～18:00	
事務職員等	日勤 8:00～17:00、8:30～17:30、10:00～19:00	
機能訓練指導員	看護職員が兼務	
医師（慈恵病院）	毎月2回	

8 短期入所生活介護サービスの内容と費用

当施設では、ご契約に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象サービス）
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付対象外サービス）
- があります。

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
居室の提供	1人部屋（従来型個室）、2人部屋（多床室）をご用意しています。利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。
食事	（食事時間）朝食8:00～9:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00(17:30～の早出し対応可能) 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を原則として食堂にて提供します。
入浴	最低週2回の入浴又は、清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、寝食分離を原則とし、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週2回、寝具の消毒は月1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行い、自立向上に努めます。 ＜ 当事業所の保有するリハビリ器具 ＞ 歩行器、マイクロ波治療器、車椅子、姿勢矯正鏡、平行棒 レストレーター、歩行訓練用階段、電子オルガン、マット 訓練台、ローラーベッド、エルゴサイザー
健康管理	利用者の健康状態を把握し、家族及び担当介護支援専門員との連絡調整により、必要に応じて主治医との連絡連携を図り、利用者の健康管理を行います。
レクリエーション等	当事業所では、次のような娯楽設備を整えております。 カラオケセット、楽器類、テレビ、ビデオ、各種ゲーム
洗濯	衣類・寝具等の洗濯を行います。但し、ウールや絹製品等の手洗いやドライクリーニングの必要なものはご家庭でお願いいたします。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	利用者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。